



島根県報

令和7年1月14日（火）

号外第4号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

告 示

島根県告示第17号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年1月14日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町高見465番3地先から同1395番1地先まで	前	メートル 10.95～ 35.19	メートル 87.00	県央県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 迂回路撤去
			B	5.00～ 15.00	134.00	
			後 A	8.73～ 18.43	87.00	
〃	三隅美都線	浜田市三隅町河内1594番7地先から同町下古和1428番4地先まで	前	7.74～ 13.38	282.19	浜田県土整備事務所 減幅
			後	7.42～ 13.38	282.19	